

海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 海上運送法施行令(昭和三十年政令第二百七十六号) (抄)	1
○ 船員法関係手数料令(昭和三十七年政令第三百六十二号) (抄)	2

改正案	現行
<p>1 海上運送法（以下「法」という。）第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第三十九条の五第三項、第四項、第八項及び第九項に規定する職権</p> <p>四（略）</p> <p>2 法第二十四条第一項（第三十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三十九条の四第一項（これらの規定を第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十九条の九第一項に規定する国土交通大臣の職権は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>1 海上運送法（以下「法」という。）第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第三十九条の五第二項及び第六項に規定する職権</p> <p>四（略）</p> <p>2 法第二十四条第一項（第三十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三十九条の四第一項（これらの規定を第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十九条の七第一項に規定する国土交通大臣の職権は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。</p> <p>3（略）</p>

○ 船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>船員法（以下「法」という。）第二百二十一条の二の規定により納付しなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 法定検査（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者 イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 法第百条の六第一項の検査を受けようとする者（ニに掲げる者を除く。） (1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額</p> <p>(1) 本邦内において行う検査を受けようとする者 五万四千九百円</p> <p>(2) 本邦外において行う検査を受けようとする者 四万六千五百円</p> <p>円に、当該検査のため職員二人が当該検査に係る船舶の所在地に出張することとした場合における旅費の額に相当する額を加算した額</p> <p>二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の五第四項の規定による検査を受けた船舶について法第百条の六第一項の検査を受けようとする者 (1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額</p> <p>(1) 本邦内において行う検査を受けようとする者 五万二千百円</p> <p>(2) 本邦外において行う検査を受けようとする者 四万三千七百円</p> <p>円に、当該検査のため職員二人が当該検査に係る船舶の所在地に出張することとした場合における旅費の額に相当する額を加算した額</p>	<p>船員法（以下「法」という。）第二百二十一条の二の規定により納付しなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 法定検査（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 法第百条の六第一項の検査を受けようとする者 (1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額</p> <p>(1) 本邦内において行う検査を受けようとする者 五万四千七百円</p> <p>(2) 本邦外において行う検査を受けようとする者 四万五千八百円</p> <p>円に、当該検査のため職員二人が当該検査に係る船舶の所在地に出張することとした場合における旅費の額に相当する額を加算した額</p>

十・十一
(略)

十・十一
(略)